

古事記序文冒頭部の訓み方

小林芳規

一、はじめに

古事記の本文をよむことが難しいのは、この漢字だけで書かれた文章を、撰録者の時代である奈良時代の、しかも太安萬侶の意図した通りの言葉に復元しようとする時、訓点が全くないために、その手掛りが得られず、仮によんだとしても、太安萬侶の言葉に完全に復元することが出来たという保証が得られないからである。

古事記三卷の卷上・卷中・卷下の本文については、筆者は、その漢字の用法を分析し、一つの漢字には一定の訓を対応させることによつて、その日本語文をその訓に当る漢字で表わしたのであると考へて、その全文のよみの復元を試みて来た。ところが、卷上の巻初に附せられた序の文章については、上表文という正格な漢文であるだけに、本文の用字原理とは異なり、その訓み方は一層困難となる。そのために、現行の訓読文の中には、漢文訓読史の知見から見て、後世に成立した訓法であつて奈良時代には存在していなかつたはずの語がまかり通つてゐることさえある。例えば、「諸家の賁る帝紀及び本辞、既に正実ただに違ひ、多く虚偽を加ふと」(日本古典文学大系所収、四五頁)の「及び」がその一例である。「及」字は連及辞としては、平安初期までは「帝紀と本辞と」の並列助詞「と」に訓

まれており、「および」という訓が成立し一般に用いられるようになるのは平安中期以降なのである。

右のような状況であるから、今日行われているところの古事記序文の訓み方は三者三様の観を呈している。その幾つかを訓み方の異なりという点から任意に挙げると、左のようである。

(1) 古事記上巻 序を并しんやすまらまます 臣安萬侶言しんやすまらまます

(2) 古事記上巻 并あはせて序 臣安萬侶言しんやすまらまます

(3) 古事記上巻 并序 臣安萬侶言しんやすまらまます

(4) 古事記上つ巻 序并せたり 臣安萬侶言しんやすまらまます

(5) 古事記上巻 序ヲ并アヘセタリ 臣安萬侶言しんやすまらまます

冒頭の織かに十字余りの字句の読みでさえ、近年に限つても五通りのよみが拾われる。

更に近世以前の古写本・板本の訓を見るに、前田本・猪熊本が、

古事記上巻 并アハセテ 臣安萬侶言ヤスヲノコトヲス

と(2)と同じ訓を既に示してあり、(1)と(5)と異なるものとしては、

(6) 古事記上巻 并アハセテ 臣安萬侶言ヤスヲノコトヲス (寛永二十一年板本)

古事記上巻 并アハセテ 臣安萬侶言ヤスヲノコトヲス (延佳神ニリ主校正シ並頭ニ古事記)

が挙げられる。これらのいずれの訓み方が、安萬侶のよみに合致するのか問うべくもない現状である。

古事記の序の文章が、五経正義表などの中国大陸に行われた文体の一である「表」に拠ったものであることは既に指摘され、(注)良く知られるところである。そしてそれが単に古事記の序だけでなく、奈良・平安時代における、本邦人制作の「序」の文章の鑄型となっていたことは、文華秀麗集序・令義解序をはじめ、菅家文章第十表状、本朝文粹巻第四表上・巻第五表下に収める諸表を見れば、理解しうるところであろう。例えば、菅家文章表状の「為藤大納言辞二右近衛大将一」の冒頭と末尾は左のようである。

臣氏宗言、；抗レ表以聞、臣氏宗誠惶誠恐、頓首く、死罪く、謹言、

貞觀八年十一月二十九日 從三位守樞大納言兼右近衛大将臣藤原朝臣氏宗上表

又、本朝文粹巻第四表上の「為眞信公辞二撰政一第一表」の冒頭と末尾も同種である。

臣忠平言、；謹奉レ表陳讓以聞、臣義誠惶誠恐、頓首く、死罪く、謹言、

延長八年十月十三日 左大臣正二位兼行左近衛大将藤原朝臣上表

古事記の序の文章の冒頭と末尾とをこれらに比べると、同じ類型にすることが分る。古事記の序の冒頭と末尾は次のようである。

古事記上巻 序并

臣安萬侶言、；謹以獻上、臣安萬侶誠惶誠恐、頓首く、

和銅五年正月廿八日正五位上勳五等太朝臣安萬侶(謹上)

(真福寺本による。)

右のごとくであれば、古事記の奈良時代における訓点が存しない以上、これと同類の本朝文粹などの「表」の文章に加添された古訓点資料を援用して、古事記の序のこの部分の訓みを復元する方法が考えられる。しかるに、本朝文粹の古点本は比較的多くが現存するものいづれも鎌倉時代及びそれ以後であり、しかも巻第四・巻第五の表の巻は現存本そのものが少ない。そこで、「表」の訓点資料で平安時代の加添本を求めると、原漢文が中国大陸で成立した文献がある。文選及び大唐三藏玄奘法師表啓がこれである。

文選の巻第十九は、「表上」「表下」を収める。この巻第十九は幸いにして、平安時代の康和元年(一〇九九)書写本が伝えられている。東山御文庫蔵九条本文選二十二巻のうち巻第十九の一卷がこれであって、その奥書が「康和元年九月廿日巳刻書了」とあるものである。全巻に加えられた訓点も同じ頃のものと思われる。尚、書陵部に「出師表」(全五十一行)一卷が現存せられ、大江匡房真蹟と伝えられているが、(注)諸点から勘案するに、右の九条本康和元年写本から、その部分だけが切取られ別に伝えられたものと考えられる。これらの文選の訓点には、奈良時代・平安初期の古い訓法を部分的

に伝存しているが、全体としては博士家の訓説である。

これに対して、知恩院藏大唐三藏玄奘法師表啓古点の一巻は、平安初期の加点本そのものであって、詳細な訓点を加えられている。文章は「表」の文体であるから、平安初期における「表」の訓法を

具体的に知らしめる重要な資料である。漢文訓説史から見て、平安中期以降のそれとは大きな差異があり、しかも助詞・助動詞の用法や語詞の意味からすれば、奈良時代の用法・意味に直結していると思われる。従って、平安初期の「表」の訓点に基づいて古事記上表文の訓説を考へることは、奈良時代の訓点本が存しない以上、今日における次善の方法として許されることと思う。少なくとも従来古事記上表文の訓説が、任意であり三者三様であつて所拠が不明確であつたのに対して、新しい試みと考へるのである。

二、冒頭文「臣安萬侶言」の訓説

知恩院藏大唐三藏玄奘法師表啓平安初期点に収められた、玄奘の上表文の各表の冒頭と末尾をその訓点に基づいて示すと、左のようである。(ヲコト点は平仮名で、仮名は片仮名で示す。私の補説は括弧に包んで表す。返点は私に施す。)

(一) 進ニ経論等一表

沙門玄奘言…追 慙 戰 悸 若 履 氷 谷 謹 言

(二) 貞観廿年七月十三日沙門玄奘上進ニ西域記表

沙門玄奘言…謹 詣 闕 奉 進 伏 深 戰 懼 謹 言

(三) 貞観廿年七月十三日沙門玄奘狀上
請 大宗文皇帝作 經 序 并 題 經 表
沙門玄奘言…謹 奉 表 以 聞 輕 觸 天 威 伏 增 悚 汗 謹 言

(四) 貞観廿年七月十三日沙門玄奘上表
大宗文皇帝勅書表
沙門玄奘言…謹 詣 闕 奉 表 以 聞 輕 觸 天 威 伏 深 戰 懼 謹 言

(五) 貞観廿年七月十四日沙門玄奘上表
謝 納 袈 裟 剃 刀 表 一 首
沙門玄奘言…謹 奉 表 陳 謝 以 聞 塵 黯 天 鑿 伏 深 戰 懼 謹 言

(六) 貞観廿二年七月十四日沙門玄奘上表
謝 大 宗 文 皇 帝 製 三 藏 教 序 表
沙門玄奘言…謹 奉 表 陳 謝 以 聞 謹 言

(七) 貞観廿二年八月五日沙門玄奘上表謝
僧の玄奘が「沙門」とした冒頭の一語を「臣」とすれば、古事記上表文や菅家文章・本朝文粹、更には文選の表における「臣某言」の型に通ずる。

1、「言」の訓み方
古事記序文の冒頭文「臣安萬侶言」のうち、先ず「言」の訓み方を考へよう。現行の古事記の訓説では、前節に掲げたように、

- A 言……(1)(2)(3)(6)
- B 言……(4)(5)

の二様が行われている。このいずれが奈良時代の序の文章の訓み方に合うのであろうか。

平安初期の知恩院藏大唐三藏玄奘法師表啓古点の訓法を見ると、前掲の諸例のように、すべて、

沙門玄奘言……(白)白(白)

とあって、「言」に「す」の訓点が付されており、当時「マウス」と訓読していたことが知られる。

この訓法は、文選の「表」の康和元年(一〇九九)点でも同様である。例えば、李令伯の「陳情事表一首」の冒頭と末尾をその訓点と共に示すと、

臣密(音)入(入)身(入)・言(言)謹(謹)拜(拜)表(表)以(以)聞(聞)誠惶誠恐頓首(頓首)死罪死罪

とあり、「言」には「す」のラコト点が付されているから「マウス」と訓んだことが知られる。以下康和元年点の冒頭文を掲げる。

臣・高(高)入(入)身(入)・言(言)(出師表、書陵部藏本)

臣・祐(祐)唐(唐)言(言)(護開府表、九条本卷十九九五行)

陪(陪)臣・陸(陸)機(機)・言(言)(謝三平原・内史表、同右269行)

臣・高(高)言(言)(護中書令表、同右434行)

臣・鸞(鸞)言(言)(明皇帝作相讓宣成郡公第一表、同右604行)

臣王言(王言)・(為禪楊州作薦士表、同右607行)

臣秦(秦)言(言)・(為格諸議代兄襲封第一表、同右607行)

先ず「臣」で始まり、次いで人名を音読し、「言」を「マウス」と訓読している。この訓法は鎌倉時代の文選の訓法にも伝えられてい

る。猿投神社藏文選の正安四年(一一三〇)二校本でも、

上文選註表

臣・善(善)言(言)竊(竊)以(以)謹(謹)詣(詣)闕(闕)奉(奉)進(進)……

とあって同様の訓法を伝えている。

右のように平安時代・鎌倉時代の古点本では「表」の冒頭の「言」はすべて「マウス」と訓読されており、「マウス」の訓みは見られないのである。従って、「マウス」という訓み方が古来行われていたと見られる。「マウス」は「マラス」の音便形であるから、溯って、奈良時代には、音便にならない形の「マラス」が行われていたと考えられるのである。

2、「臣」の訓み方

次に、古事記序文の冒頭文「臣安萬侶言」のうち、「臣」の訓み方についてみよう。現行の古事記の訓読では、この「臣」のよみとして、前節に掲げたように、

A 臣(臣)……(1)(2)(5)

B 臣(臣)……(6)

C 臣(臣)……(3)(4)

の三様が行われている。このいずれが古事記の序の訓み方に合うのであろうか。三様のよみ方のうち、Aは音読、B Cは訓読である。

後世の訓法はともかく、奈良時代の訓法を復元してよもうとする時は、訓点資料に基づく漢文訓読史の知見が必要となる。訓読史上「臣」のような一般的な普通名詞のよみ方は、平安初期においては訓でよむのが一般である。知恩院藏大唐三藏玄奘法師表啓古点でも、

(4) 史(史)・前(前)良(良)に曠(曠)トオキロにして(39行)

(甲) 澤(シ) (ハ) 泉源に漏(ウ)ヒ (35行)

(イ) 突(ツ) (ニ) して (36行)

(ロ) 阿(ア)に巢(カ) (ヒ) て (37行)

(ハ) 虞(イ) (ニ) 皇靈(ミ)を葬(マ)みて (73行)

(ニ) 経(キ)たる途(チ)たる万(マン)里(リ)なれとも (101行)

(ホ) 已(イ)に英(エイ)てたること (ヲ) (33行)

(ケ) 巖(イ) (ノ) 濯(ソク)に流(リウ)セリ (80行)

の如くである。ところが、平安後半期以降になると、字音で読むことと変つて来る。大唐三藏玄奘法師表啓古点と同じ文章の漢文を、

院政期の永久四年(一一一六)に訓読した興福寺藏大慈恩寺三藏法師伝古点によると、右掲の字は、左のように字音でよまれている。

(イ) 史(シ) (ロ) 澤(シ) (イ) 巢(カ)。固(コ)。果(カ)阿(ア)。史(シ)

(ロ) 虞(イ) (ハ) 経(キ)途(チ) (ホ) 英(エイ)きを (ケ) 巖(イ)涯(エ)

後世は字音に読まれる字句が、溯つて平安初期に和訓で読まれるのは、漢文訓読史における変遷の型の一つである。

してみると、「臣」の訓み方は、奈良時代としては、和語でよむのが良さそうである。和語としてはB「まくら」、C「やつこ」が挙げられる。このうち、「まくら」の訓は延佳本・寛永板本に見られるものである。この「まくら」が、「諸氏人、東方諸国造十二氏カ枕子各一人令進奏、平次比例給美依賜文」(高橋氏文)の「枕子」と同じとすれば、これは朝廷に仕えて配膳関係の仕事をする若者の意と見られるから、上表文冒頭の「臣」の訓としてはふさわしくない。「臣」の字は、古事記の序を除いた本文には、一〇三例用いら

れている。

大香山戸臣神(卷上428)

道臣命(卷中46)

穂積臣嫁臣祖也(卷中74)

大臣(卷下139他)

丸瀨之許基登臣(卷下157)

坂木臣等之祖根臣(卷下217)

などの如くである。このうち最後に挙げた例と同じ箇所にある所を日本書紀安康天皇元年では「坂木臣祖根使主」と表記し、「使主」については「使主此云於瀾」(顯宗即位前)の訓注が別にあるから、古事記の「臣」も「おみ」の訓を表わしたと考えられる。古事記の一〇三例の「臣」は、「大臣(おほおみ)も含めて、すべて「おみ」と読むことが出来る。しかも、本文における「臣」は、上代氏族制度における「姓」の種類の一種であつて、「連」「君」などと共に祖先の出自によって付けられたもので、天皇を祖先にもつ氏族で、大和連合政権を構成した豪族に与えられた姓である。

これに対して、古事記の序文の冒頭における、「臣安萬侶言」の「臣」は、「表」という文体の表現類型の一つであつて、既に中国大陸で用いられた型を踏襲したものである。序文末尾の「臣安萬侶、誠惶誠恐」も同種の用い方である。大朝臣安萬侶の家系は、新撰姓氏録によれば、神武皇子神八井耳命の後孫とあり、「多臣蔭敷」(天智紀)、「多臣品治」(天武紀)と同じ血族とすれば「臣安萬侶」を「おみ」と読むことも出来そうであるが、古事記においては、序と本文とは用字法の体系が異なっており、同一漢字でも、意味やよ

みが異なるのが普通である。特に序の冒頭の「臣安萬侶言」は、既述のように中国大陸で既に行われていた「表」の文章に従った用法であるから、「臣」の訓に、本邦の上代氏族制度による「おみ」という語を充てるのは妥当ではない。

無論、漢字「臣」に「おみ」の訓が与えられるに至る背景には、「臣」字に天子に近侍する意があり、意味の通ずるところがあったからであろうが、「表」の冒頭の「臣」は天子に対する臣下としての卑下の自称であるから、国語としては氏族の「おみ」とは別の訓でなければならない筈である。

自己の謙称としての「臣」は、漢書、高帝紀上・注の「張晏曰、

古人相与語、多自称臣、自卑下之道也」を引くまでもなく、中国大陸で使われたものである。この自己の謙称としての「臣」字に対して、本邦の古代人はどのような和語を与えたのであろうか。それを窺うに足る資料が、平安初期加点の金剛波若經集驗記古点にある。

昌言「臣ヤコ、昔宿ニ衛 陛下天理函書館蔵本二九丁4

「臣」の訓「ヤツコハ」は裏書の朱筆、「コ」は仮名字体「子」(コ甲類、「宿衛」の訓「トノキツカヘマツリキ」も裏書の朱筆である。

「臣」は昌という人物の会話の中にあり、会話の相手である陛下に対する卑下の自称であって、古事記の序の冒頭の「臣」が上表文の文体に従って、天皇に対して使った卑下の自称と同じ用法である。

その「臣」の訓に「ヤツコハ」とあるのである。上代の国語としての「やつこ」は、一人称の謙称として男女ともに用いている。「やつこ」は「家ツ子」を語源とする、下男・下女の意の名詞であって、

「尔時佐々波多我門ナニ、童女參相、則問給ナニ、汝誰、答曰、奴吾ナニ、天

見通命孫ナニ八佐加支刀部名、我兒、宇太乃大禰奈ナニ、白ナニ、(倭姫世記、神宮文庫蔵本)の「奴(ヤツコ)」が名詞から代名詞に転じて行く中間過程にあるものとされる。

してみると、古事記の序文冒頭の「臣安萬侶言」の「臣」を和訓でCのように「ヤツコ」と読むことは、平安初期の訓点資料にその証が得られたことになる。古事記の序文の「臣」は、この訓点資料の「臣」と同じ用法であり、しかも上代にその用法に合う和語「やつこ」が存することより、古事記の序文の「臣」を「やつこ」と訓むことは、安萬侶の意図したよみに迫るものであろう。

3. 「安萬侶」の字体

古事記の序文の「安萬侶」を、「安」が訓仮名、「萬侶」を音仮名の用法と見て、「やすまろ」と訓むことは問題がないであろう。

問題は、「安萬侶」の字体である。純日本紀では、「太朝臣安麻呂」問題は、「安萬侶」の字体である。純日本紀では、「太朝臣安麻呂」(慶雲元・正・七、和銅四・四・七、靈龜元・正・十、同二・九・二十三、養老七・七・七(卒)に作り、日本書紀弘仁私記でも「從四位下敷五等太朝臣安麻呂等奉勅所撰也」(國史大系本、日本紀私記甲本)と作る。本朝月令四月七日の癸戌選短冊事に引く式部記文

にも、和銅四年四月叙位の中に「太朝臣安磨」(群書類従本)と書かれている。一方、古事記の古写本では、真福寺本を始として伊勢系諸本、卜部系諸本いずれも、「安萬侶」と書いてあって異同がない。一体、古事記の序文の冒頭に書かれた、「ヤスマロ」の字体はどの字体であったのであろうか。

昭和五十四年一月に、奈良市東部の茶畑の太安萬侶の墓から出土した、銅板製の安萬侶の墓誌銘は、奈良時代の当時の実物として、

この問題を解決する資料となる。その墓誌銘は左の四十一文字が刻まれたものである。

左京四條四坊從四位下勳五等太朝臣安萬侶以癸亥（以上一行）
年七月六日卒之 養老七年十二月十五日乙巳（以上一行）

この墓誌銘によると、字体は「安萬侶」であって、古事記の真福寺本を始めとする古写諸本の字体と一致している。恐らく、古事記の現存する古写本の諸本は、原本の字体を忠実に伝えたものと考えられるのである。

因みに、「ヤスマロ」という名の人物は、奈良時代においても多勢存したと思われる。古文書にその名を見出すのであるが、近年、藤原宮跡から出土した木簡の中に、奴婢のことを誌した、「官奴謹奏 膳足粹」など九点中、「染 安麻呂 染惠」と「春日奴安麻呂」とがあり、「安麻呂」の字体が見られる。この木簡は慶雲三年（七〇六）前後のものとされ（昭和五十三年十一月二十三日朝日新聞）から、古事記撰録の和銅五年よりも数年前となる。しかし、この「安麻呂」は、字体も異なり、奴婢であるから、古事記撰録者の「太朝臣安萬侶」とは別人である。

三、序文の巻頭の字句と訓み

古事記の巻上の巻頭は、真福寺本によると、

古事記上巻序并

の如く題名と「序并」の注記との七字が誌されている。序の本文は第二行から「臣安萬侶言」の文字で始まっている。

1 「序并」の字順とそのよみ

注記の「序并」は、真福寺本の他、伊勢系本の道果本、道祥本、春瑜本すべて、これと同じ字の順序となっている。これに対して、卜部系の本は、兼永本、猪熊本、前田本以下の諸本が「并序」としている。この字順は、いずれが漢文の正格に叶うかとすれば、卜部系諸本の「并序」であることは言うまでもない。文選など中国大陸の文章を引くに及ばず、万葉集の題詞や懐風藻の題詞でも「并序」であることは、諸家の指摘するところである。では、伊勢系諸本の「序并」は転写の間に字順を誤ったもので原本の体裁を伝えたものではないのであろうか。

一体、巻頭の、しかも幾かに二漢字を誤写するということは果してありうるものであろうか。親本に「序并」と漢文の格に合わない字順があつたものを、転写に当つた後人が、さかしらに「并序」という漢文の格に叶う字順に収めることは有りうるにしても、その逆の場合、意図的に行うようなことは考え難い。しかも、巻頭の標題の下の二文字を無意図的に誤ることは考え難いところである。

この問題は、この二字のよみ方と深く係っているように思う。

本居宣長は、古事記伝において左のように述べている。

并序はナラビニ序とも序ヲナラブともよめども、共に此方のものいひざまにあらず、此はかにかくに古言には訓がたし、されどこれらはいかに読てもあるべし、又昔より序ノ字の訓もなし、しひていはゞ中昔より奥書といふことある、其はからぶみにて跋と云物なれば、是に准へて序をば、はしがき又ははしことばなどや云べからむ

今日行われている古事記の訓読では、この二字のよみ方として、前

前節に掲げたように、

A 序を并……………(1)

B 并せて序……………(2)

C 序を并……………(5)(6)

D 序并せたり……………(4)

のように四通りがある。一俣、「并」字は、「並」字と後世は意味・用法が混用されることが普通となるが、古くは区別されており、漢文訓読史からすれば、平安初期には「并」は「アハス」、「並」は「ナラブ」の訓を担い、訓み分けられている。従って、「并」を「ナラブ」の訓で読むことは、奈良時代においては普通にはなかつたと考えられる。さすれば「并」を「アハス」の訓で読む、B・C・D が顧みられることになる。

延慶二年(一三〇九)成立の南北相違抄によると、(注8)

題号音訓

南都ハ訓不読之音読之如云并序

撰号ハ訓読之如云某甲撰是也

北京京東東寺寺也訓読之撰号亦爾如云并序是也此題号撰号一準也(元祿十二年版本)

とあり、音読と訓読の「序ヲ并ス」との二つの読み方が南都と北京(泉涌寺)とで異なることを示している。又、二中歴では大学講詩作法において、西曹司読作法では「并序云尔」、東曹司読作法では「并序云尔」と読んで、そのよみ方を異にしていたという。これらは共に、鎌倉時代の記事であるから、直接に奈良時代のよみを知る材料にはなり難い。しかし、博士家における訓読には、その因

襲性に俟って、伝統的な古い訓法を伝えることもある。ただいづれが古いと確定することは出来ないが、「序ヲ并セタリ」と「并序」の訓み方に古形を伝える可能性は皆無ではない。

そこで、再び古事記の伊勢系本の「序并」の字順に注目しよう。この字順は「アハセテ序」の読みからは生れることはない。「序ヲアハセタリ」の読みを、日本語のその読みの順序のままに漢字を配した時に、はじめて「序并」の字順が生れる。「序ヲ」とヲ格をとる目的語が他動詞「并ス」の上に位置している点が、正格の漢文の法に合わない。日本語文をそのまま漢字で表記した形である。

古事記の本文の中には、ヲ格をとる目的語と他動詞とを表わす字の順序に、二様を持つものが屢々見られる。

a 御火焼(ひ)之老人(巻中435)

b 焼火(ひ)小子(巻下373)

c 阿離(あは)溝埋(みぞ)(巻中518)

d 毀群(くわ)古語知理(こご)溝古語(みぞ)古語(みぞ)(嘉禄本古語拾遺)

aとbとは「ひたき」という和語を表わすのに、「火」と「焼」との字順において「火」がaは上に、bは下に来ている。bは漢文の法格に叶った字順であり、aは日本語の語順のままに「火」「焼」を配したものである。cの「溝埋」とdの「埋溝」とについても同じことがいえる。古事記の本文においては、「火」「溝」というワ格の目的語を、他動詞の上に置いて表わすことが行われているのである。この場合に注目されるのは、ヲ格の格助詞「を」が用いられないことである。「古語美首(み)字美」の訓注がそのことを端的に示している。「ひたき」も「ひをたき」でないことは文脈上明らかである。

引道(ひき) (卷中32)

などの字順とそれが表わすよみとも亦、そのことを示すものといえよう。即ち、古語拾遺の「古語」が暗示するように、古くはヲ格の目的語に格助詞「を」を付けずに、「みぞ」「ひ」だけで他動詞「うみ」「たき」に続ける言ひ方が広く行われたと推定される。格助詞「を」が感動の助詞から転じたという助詞史の上からも首肯出来るところである。この言ひ方は、平安時代・鎌倉時代の漢籍の訓読の世界にも伝えられている。

樊遲(フンヒン) 請(カ)字。稼(カ)子(カ)日(カ)吾(カ)不(カ)如(カ)老(カ)農(カ)請(カ)字。為(カ)圃(カ)。

(論語集解嘉曆二年点)

特に「稼」「圃」のような一漢字の語に著しい。

古事記において、目的語が他動詞の上に置かれる用法は、このような「を」格助詞を表わさない場合に見られる。このことを勘合すれば、「序并」も、「を」助詞を表わさない、「ジヨハ并セタリ」の日本語文を漢字で表記したと見られるのである。ただ序の文章は正格漢文であって、本文の用字法とは異なっている。その標題の注に日本語の語序に従った字順があるのは不自然のようでもある。しかし、巻頭の「古事記上巻并」の七字は、古事記伝にもいうように、巻上の本文をも含む全体の標題であり、「序并」はその注の字句であって、序の本文は「臣安萬侶言」以下である。従って、この注の字句が、本文の字句と同じ用法であることは有りうることと思われる。

次に、「序」のよみ方について、宣長は「序」に訓がないが「はしがき」又は「はしことば」など言うかと言っている。古訓点資料で、この「序」のよみを拾い難いが、文体の一としての「表」につ

いては、知恩院藏大唐三藏玄奘法師表啓古点に、
請(ヒシト、フンヒン) 大(オホ)宗(シユ)文(モン)帝(テイ)作(サ) 經(キヤウ)序(シヨ)并(ヒ)題(テイ)表(ヘイ)

のように「ヘウ」の字音読みを示す仮名が付せられていた。「序」も「表」に準ずるものとすれば、字音読みの可能性が大である。

2、標題のよみ

巻頭の標題「古事記」のよみについて、古事記伝「記題号の事」で、書名の意図が日本書紀の「記定帝紀及上古之諸事」と同じく、古の事を記せる記の意であり、そのよみ方を、撰者は字音読であったらうとしつつも、日本書紀のよみ方に準じてフルコトブミと訓むとしたら良いと述べた。

現行の古事記の訓読では、

A 古事記……(1)

B 古事記

との二様がある。いずれにも確証はないが、倉野憲司博士が、令集解に旧事紀を古事記と書いているのは共に和訓でフルコトブミと呼ばれたからと説かれたのは、和語でよむ訓み方の有力な証となる。上代における国書の書名の読み方を確定することには困難が多いが、平安初期の訓点資料には、字音直読でなく和風によんだ証がある。西大寺本金光明最勝王経平安初期点では、巻第一の巻頭の標題の、
金光明最勝王経序品第一
を、次のように訓読している。

金の光明ありて最勝なること王のゴトクイマス「ア」光明アリテ最勝ルコト王のゴトクイマス」経序品第一

(春日政治博士の訳文による)

又、知恩院藏大唐三藏玄奘法師表啓古点でも、

大唐の西一城の記一十二卷

新撰の西一城の記をほす

と訓読している。これを以てすれば、奈良時代に溯っても、標題を訓読した可能性があるのである。

四、終りに

古事記上巻の巻頭及び序文の冒頭文のよみ方は、前節までの手続きによれば、左のようになる。

古事記上巻 序并
古事記上巻 序并
臣安萬侶言

これは、現行の訓読の中で、序の冒頭文においては、丸山二郎氏「（注2）古事記」に最も近いことになる。但し標題の注について丸山氏は「并序」としているところに差異がある。丸山氏の序の冒頭文の訓読については、その手順・拠所が明記されていない。小稿においては、平安時代、特に平安初期の訓点資料に基いて、漢文訓読史の知見を背景としつつ、安萬侶のよみに迫ろうと試みたものである。本稿に試みた方法は、単に序文の冒頭文だけでなく、序文の文章の全体について、その訓読に適用されるべきものであるが、紙幅の都合で、小稿では冒頭文に止めることにした。

（注1） 拙稿「古事記音訓表（上）」（文学第四十七卷八号、昭和五十四年八月）、「古事記音訓表（下）」（文学第四十七卷十一号、昭和五十四年十一月）

（注2） 拙稿「「及」字の訓読」（国文学言語と文芸第四号、昭和三十四年四月）

（注3） 倉野憲司博士は「古事記全註釈第一巻序文篇」（昭和四十八年十二月）では、「古事記上巻 并序 臣安萬侶言さく」と訓み改められている。

（注4） 藤井信男「古事記上表文の研究」（昭和十八年十二月）他。「謹上」の二字は真福寺本にはない。延佳本による。

（注5） 卷末補紙に明治十二年畑成文の左の文字が記されている。

（注6） 「右出師表東寺古饑底所伝／大江匡房真蹟云必有来由／古色竊然最可宝重矣／明治己卯冬日 畑成文観」

（注7） 拙著「平安鎌倉時代に於ける漢籍訓読の国語史的研究」（昭和四十二年三月）

（注8） 中田祝夫「古点本の国語学的研究（総論篇）」（昭和二十九年五月）。二中歴の記事も本書に指摘されている。

（注9） 注7文献。
（本学文学部教授）